

私立高等学校等専攻科支援金 交付要領

(趣旨)

第1条 県は、私立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料を支給し、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として私立高等学校等専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(受給資格及び支給額)

第2条 専攻科支援金の対象となる者は、福井県内の私立高等学校等専攻科に在学する生徒であって、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
- (5) 高等学校等専攻科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

- (1) 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者
処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
翌年度の四月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者
翌年度の四月

3 専攻科支援金の額は、別に定める額とする。

(受給資格の認定等)

第3条 申請者は、知事が別に定める期日までに、私立高等学校等専攻科支援金受給資格認定申請書（様式1）に課税証明書等（以下「課税証明書等」という。）を添えて、学校設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、前項の申請書の提出があったときは認定申請者一覧（様式2）を作成し、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、認定又は不認定の決定を行い、結果を学校設置者に通知するものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、認定結果を申請者に通知するものとする。

(収入状況の届出等)

第4条 受給権者は、毎年度、知事が別に定める期日までに、私立高等学校等専攻科支援金収入状況届出書(様式1)(以下「収入状況届出書」という。)に課税証明書等を添えて、学校設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、前項の収入状況届出書の提出があったときは、収入状況届出者一覧(様式3)を作成し、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否及び支給額について判定を行い、結果を学校設置者に通知するものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該結果を受給権者に通知するものとする。

(支給の差止め)

第5条 知事は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する専攻科支援金の支給を一時差止めとする。

(代理受領)

第4条 学校設置者は、生徒等に代わって専攻科支援金を受領し、その有する生徒等の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(受給資格の消滅)

第6条 受給権者が、退学又は転学した場合には、学校設置者は速やかに資格消滅者一覧(様式4)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、当該受給権者の受給資格の消滅を確定させ、学校設置者に通知するものとする。

3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格消滅通知(転学等)(様式5)により、受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

(支給の一時停止)

第7条 受給権者は、休学するときには、専攻科支援金の支給の停止を知事に申し出ることができるものとし、申出をする場合は、支給停止申出書(様式6)を、学校設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、受給権者から前項の規定による書類の提出があったときは、速やかに支給停止申出者一覧(様式7)を作成し、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、学校設置者に通知するものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格停止通知(様式8)により、受給権者に通知するものとする。

(支給の再開)

第8条 前条の規定により支給を停止された受給権者が、支給の再開を求める場合は、支給再開申出書(様式9)に第6条第1項の収入状況届出書及び課税証明書等を添えて、学校設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

2 学校設置者は、受給権者から前項の規定による書類の提出があったときは、速やかに支給再開申出者一覧(様式10)を作成し、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項又は第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から専攻科支援金の支給を再開し、学校設置者に通知するものとする。

4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、資格再開通知(様式11)により、受給権者に通知するものとする。

(専攻科支援金の返還等)

第9条 知事は、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けた者があるときは、既に支給した専攻科支援金額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、専攻科支援金に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

○専攻科支援金

<支援金の額>

区分	基準額
	授業料（月額）
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	当該私立高等学校等専攻科における授業料（月額）全額
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	当該私立高等学校等専攻科における授業料（月額）の1/2に相当する額

※ 次のいずれかの場合には、補助対象外とする。

- ①退学・停学（三か月以上のものに限る）の処分を受けた場合
【処分を受けた日の属する月の翌月から】
- ②修得単位数が標準の5割以下の場合 【翌年度の四月から】
- ③出席率が5割以下の場合 【翌年度の四月から】

<添付書類>

区分	添付書類
当該年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税世帯の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が明示された書類 ※保護者等全員の書類を添付すること
当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の生徒	

※ 保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。